

社団法人横浜港振興協会定款

制 定 昭和28年7月 7日

最近改正 平成13年8月30日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人横浜港振興協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、港湾の整備及び運営の合理化並びに能率化を促進するとともに、会員相互の親睦をはかり、もって横浜港の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 横浜港の整備、運営に関する調査研究並びにこれが合理化及び能率化に関すること。
- (2) 横浜港の施設の改善及び充実に関すること。
- (3) 船舶、貨物及び旅客の誘致並びに横浜港の宣伝に関すること。
- (4) 横浜港の施設の管理運営に関すること。
- (5) 会員相互の連絡に関すること。
- (6) その他本協会の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の会員は、本協会の目的に賛同する港湾に関係のある個人、法人又は団体その他の者で理事会の承認を得たものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費規程により会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出を受理せるとき。

(2) 死亡し、破産し、廃業又は解散したとき。

(3) 会費の納入を2年以上怠ったとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の名誉を毀損する行為があったとき。

(2) 本協会の定款、規程又は総会の議決に違反したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 55名以上60名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事、25名以内を常任理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員(法人又は団体会員の場合はその代表者)又は学識経験者の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定められた順により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して会務を処理する。

5 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の委任を受けて本協会運営上の重要事項を審査する。

6 理事は、理事会を組織し、会務を掌理する。

7 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

3 補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員及び顧問は、無給とする。但し、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に、理事会の同意を得て、顧問3名以上5名以内を置くことができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第7項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第14条第7項の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は前条第2項の規定による請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集しようとするときは、総会開催の日時及び場所並びに議案を定め、開催日の2週間前までに、会員に通知しなければならない。但し、その通知状発送後において、急務を要する事項が生じたときは、会長が直ちにこれを総会の議に付することができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会員は、総会において1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員数及び出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 業務の執行に関する事項

(2) 総会に提出する議案

(3) 総会によって委任された事項

(4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(5) その他重要事項

2 前項第4号による理事会の議決事項は次の総会において承認を得なければならない。

3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成し、理事会の委任を受けた事項を審査し、理事会に報告する。

(種類及び開催)

第31条 理事会及び常任理事会の2種とする。

2 理事会は、毎年1回以上開催する。

(招集)

第32条 理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 専門部会

(専門部会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席会員の3分2以上の議決を経て、関東運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後に関東運輸局長に報告しなければならない。

(長期借入金)

第42条 本協会が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、総会において、出席会員の3分の2以上の議決を経、かつ、関東運輸局長に届け出なければならない。

(会計年度)

第43条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の認可を得なければならない。

(解散)

第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、関東運輸局長の許可を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この変更定款は、関東運輸局長の認可のあった日(平成13年8月30日)から施行する。